

議案第2号

京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例  
の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年2月10日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 堀口 文昭

提案理由

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止並びに個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療個人情報保護条例の一部  
を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年条例第27号)  
の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号) 第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) 第2条第9項」に改める。

第28条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附 則

(施行期日)

この条例中第2条第5号の改正規定は、令和4年4月1日から、第28条の2の改正規定は、公布の日から施行する。